

出荷制限

[簡単に]

出荷を控えるよう事業者などに要請するもの

[詳しく]

消費者の内部被ばくを防止するため、放射性物質を多く含む飲食物を摂取しないよう、食品目単位、県域で出荷の制限をする措置です。県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割して制限します。出荷制限を判断する基準値は相当の安全を見込んで設定してあるので、出荷停止となった食品を一時的に飲食していたとしても健康影響を心配するものではありません。（出荷制限は、放射性物質以外の要因でも行われますが、ここでは放射線物質によるものに限定し、原子力関連用語として取り上げています）

[角度を変えて]

出荷制限は、各地域の対象品目の分析の結果、基準値を安定的に下回るようになるまで行われます。福島第一原子力発電所の事故を受け、放射能の暫定規制値を超えた食品は、市場に出回らないよう出荷が停止されました。

過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体は、福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県でした。

過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の隣接自治体は、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県でした。

現在は、品目にも依りますが原則として週1回程度検査が行われています。基準値を超えるか、それに近い放射性物質が検出された場合は頻度が強化されます。

[誤解に注意]

- ・混同されやすい言葉に「摂取制限」や「出荷自粛」がある。「摂取制限」とは、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が原子力災害対策特別措置法に基づき知事に指示するもの（出荷制限と同じ）で、それを受け知事が、農作物を所有している事業者や住民等が自己判断で食べることを控えるよう要請するものである。「出荷自粛」は県などが出荷業者などに自粛を要請するもので、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示ではないが、出荷制限の指示が出される以前に、県などにより「出荷自粛」がなされていた場合もあり、単なる要請と思ってはならない。
- ・出荷制限の対象となった食品は市場には流通しないようになっているが、根拠のない噂などに惑わされている方々がいるので、食品の基準値の設定根拠などを機会があれば説

明したい（→「基準値」の項参照）。一方、出荷制限の指示の対象となっている食品が実際出荷されたこともあり、消費者の信頼を損なったことも事実であることは認識しておきたい。

- ・少しでも食べれば危険と考える人もいるが、出荷制限の対象品目を一時的に食べたとしても、健康に影響を及ぼすものではない。

[関連用語]

放射性物質 → 親見出し参照 (p9)

基準値（暫定規制値） → 親見出し参照 (p193)

原子力災害対策特別措置法 → 親見出し参照 (p189)

食品衛生法 → 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制等を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律

摂取制限 → 内閣総理大臣が、農作物を所有している事業者や住民等が自己判断で食べることを控えるよう知事に指示するもの

【参考文献】

- 1) 食品安全委員会，放射性物質と食品に関するQ&A 6月13日
(http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_QA.pdf)
- 2) 原子力災害対策本部，検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方，平成24年3月12日
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000024vrg-att/2r98520000024vxi.pdf>)
- 3) 食品からの放射能検出に伴う出荷制限
(<http://www.caa.go.jp/jisin/110321onogai.html>)
- 4) 原子力災害対策特別措置法による制限の例
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015wun.html>)
- 5) 消費者庁，出荷制限期間中に千葉県香取市産ハウレンソウが出荷されたことに関する調査結果及び再発防止策について 平成23年6月13日
(<http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/110613press.pdf>)
- 6) 農林水産省総合食料局流通課長，東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた農林水産物の出荷制限・出荷自粛等の取扱いの徹底について
(<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/ryutu/pdf/110413-01.pdf>)